

寒川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月20日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第10号

寒川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

寒川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年寒川町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第37条第1項中「）第27条」を「）第28条」に、「同省令第27条」を「同令第31条」に、「同条」を「同令第33条」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。